

ベトナムにおける持続可能な 木材利用の促進プロジェクトの成果

—ITTOへの拠出金の活用—

林野庁 木材利用課 木材貿易対策室

林野庁は、国際熱帯木材機関（ITTO）への拠出を通じ、熱帯木材生産国における脱炭素社会の実現に向け、我が国の木材利用拡大の経験を基にした「持続可能な木材利用（Sustainable Wood Use: SWU）」促進プロジェクトを展開しています（本誌2022年3月号トピックス03参照）。

間もなく、第1弾となるベトナムでのプロジェクトが終了見込みです。同国の木材産業は、主に輸入材で家具を製造したり、国内人工林から木材チップを生産し、輸出したりすることで急成長しましたが、国内での木材利用は低調でした。

本プロジェクトでは、木材製品の国内需要を創出するため、①SWUを促進する政策枠組みの改善、②需要創出のための関係者の能力強化を成果目標に設定し、原材料となる人工林の育成を行う小規模生産者（農家）と小規模木材加工業者の組織化やガバナンス向上、彼らによる人工林の長伐期化等に取り組みました。これにより、人工林の経済性と環境機能の向上、木材製品の高付加価値化が期待されます。加えて、建築を学ぶ学生を対象として木材製品デザインコンテストや木材業界でのキャリア形成セミナー等を開催するなど、将来的にSWUを担う人材の育成にも取り組みました。

本プロジェクトの成果として、産官学共同のSWU推進組織が設立されました。今後、上述の小規模生産者・加工業者への支援や木質バイオマス燃料の利用促進について政府に提言していく予定です。

本プロジェクトによる知見や課題は、ITTOにより、近隣国でのプロジェクトからの情報と合わせて分析され、熱帯木材生産国のSWU促進に向けた行動を提言するポリシーブリーフとして発刊されました。

林野庁は、今後もアジアにおけるプロジェクトの展開を支援するとともに、あらゆる機会を捉え、気候変動対応策におけるSWU促進の重要性を発信していきます。



小規模木材加工業者への支援



日本産スギ家屋のモデル展示



POLICY BRIEF

Encouraging greater domestic use of
legal and sustainable tropical wood

Lessons from experiences in Southeast Asia

SWU促進のポリシーブリーフ

ITTOを通じたSWU促進の取組についてはこちら

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/boutai/yunyuu/itto.html>

